

伊賀市少子化対策推進委員会条例**(設置)**

第1条 「伊賀市次世代育成支援対策地域行動計画（以下「行動計画」という。）」の策定、達成状況の検証等を行い、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、市長の附属機関として伊賀市少子化対策推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の実施状況に関すること。
- (3) 行動計画の達成状況の検証及び評価に関すること。
- (4) その他行動計画の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 住民自治協議会の代表者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市民から公募した者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長、副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、伊賀市少子化対策推進委員会設置要綱（平成17年伊賀市告示第204号）により、委嘱を受けた委員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以降に委嘱する委員から適用し、同日前に委嘱した委員等については、なお、従前の例による。

伊賀市少子化対策推進委員会委員就任履歴名簿

平成23年5月19日現在

区 分	委員氏名	就任年月日	任期満了日	所 属
第1号委員	若山 昂央	平成22年5月25日	平成24年2月27日	伊賀市自治会
	八尾 光祐	平成22年2月28日	平成24年2月27日	〃
第2号委員	平井つゆ子	平成22年2月28日	平成24年2月27日	伊賀市民生児童委員連合会
	森岡 佑子	平成22年2月28日	平成24年2月27日	〃
	的場 希	平成22年2月28日	平成24年2月27日	伊賀市社会福祉協議会
	三木 和恵	平成23年5月19日	平成24年2月27日	伊賀市PTA連合会
	森下 光晴	平成23年5月19日	平成24年2月27日	あやま保育所保護者会
	溝口 朱子	平成23年5月19日	平成24年2月27日	ゆめが丘保育所保護者会
	藤本 和代	平成22年2月28日	平成24年2月27日	伊賀市校長会
	竹内佐千子	平成22年2月28日	平成24年2月27日	伊賀市保育所(園)連絡協議会
	窪田 朱子	平成22年2月28日	平成24年2月27日	上野商工会議所
	山尾智恵子	平成23年5月19日	平成24年2月27日	伊賀市商工会
第3号委員	乾 征子	平成22年4月1日	平成24年3月31日	公募
	中島 瑩子	平成22年4月1日	平成24年3月31日	公募
第4号委員	中西 智子	平成22年2月28日	平成24年2月27日	びわこ学院大学